

じゅうろく結婚・子育て資金専用口座

〔口座開設・預入期間終了〕

(2019年10月1日現在適用中)

1. 商品名	じゅうろく結婚・子育て資金専用口座
2. 対象となる方	祖父母さま等（直系尊属）から結婚・子育て資金に充てるために書面により金銭の贈与を受けた20歳以上50歳未満の個人のお客さま
3. 対象となる預金	普通預金 ※結婚・子育て資金管理契約を締結するため、別途「結婚・子育て資金管理契約に係る専用口座取扱依頼書 兼 特約書」を提出していただきます。
4. 口座開設期間・方法	口座の新規開設はできません。
5. 預入方法	本口座への追加預入はできません。
6. 払戻期間・方法	下記「9. 契約の終了」に該当する日の前営業日までに、当行の窓口で随時払戻しいただけます。 ※ATMおよび口座振替による払戻しはお取扱いいたしません。
7. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 課税 (5) 利率情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・普通預金の毎日の店頭表示の利率を適用します。市場の金利水準により随時変更する変動金利です。 ・利息決算日は、毎年2月と8月の第3土曜日の翌営業日の前日とし、決算日までの利息は、決算日の翌営業日にお支払いします。 ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算（円未満切捨て）により算出します。 ・20.315%の分離課税※ ※2013年1月1日以降、復興特別所得税が課され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されています。 ・当行ホームページ「金利一覧」にてご確認いただくか、窓口までお問い合わせください。
8. 手数料	無料です ※お振込みをされる場合は、別途振込手数料（当行の場合は最大880円（税込））が必要となります。
9. 契約の終了	下記のいずれか早い日に結婚・子育て資金管理契約は終了いたします（本預金はただちにご解約いただきます）。 ①預金者が50歳に到達した日 ②預金者が亡くなられた日 ③本預金の残高が零となり、預金者と当行が結婚・子育て資金管理契約を解約することで合意した場合
10. 付加できる特約事項	・マル優（少額貯蓄非課税制度）がご利用いただけます。
11. 中途解約時の取扱い	—

<p>12. 結婚・子育て資金 非課税申告書等 の提出</p>	<p>贈与税の非課税の適用を受けるためには、新規、追加、住所・氏名等の異動時に法令で定められている書類を添付のうえ、結婚・子育て資金非課税申告書等を、当行を経由し、所轄税務書に提出する必要があります。</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・この預金は、譲渡および担保に供することはできません。 ・この預金に、キャッシュカードサービスを付加することはできません。 ・この預金は、総合口座としてご利用いただくことはできません。 ・この預金は、預金者一名につき1つの金融機関の1つの営業所等に限り契約できます。 ・契約終了時（前記9. ①、③の場合）に、結婚・子育て資金として使われなかった口座残高（前記7. による利息金額を除く。また、目的外支払いや提出期限内に領収書等の提出がないなどの一定の場合には、当該金額と口座残高の合計額）は、契約終了日の属する年に贈与があったものとして、その残額に対して、預金者に贈与税が課税されます。なお、預金者が亡くなられたことにより契約が終了した場合（前記9. ②の場合）には、口座残高は預金者の相続人に相続され、相続税の課税対象となりますので、贈与税は課税されません。 ・契約期間中に贈与者が亡くなられた場合、未利用残額は贈与者からの相続財産とみなして相続税の対象となります。よって、贈与者が亡くなった場合、預金者よりすみやかに銀行に届け出ていただく必要があります。 ・預金保険制度の対象預金であり、1金融機関につき預金者一人あたり、決済用預金以外の対象預金を合算して、元本1,000万円までとその利息等が保護されます。 ・この預金の払戻しが非課税要件を充足するかのご判断は預金者が管理し、お取扱ください。
<p>14. 当行が契約している 指定紛争解決 機関</p>	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772</p>